

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年8月18日
【事業年度】	第40期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	アイサンテクノロジー株式会社
【英訳名】	AISAN TECHNOLOGY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 哲二
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号 A Tビル
【電話番号】	052-950-7500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役業務統括部長 加藤 淳
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号 A Tビル
【電話番号】	052-950-7500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役業務統括部長 加藤 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月24日に提出した第40期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

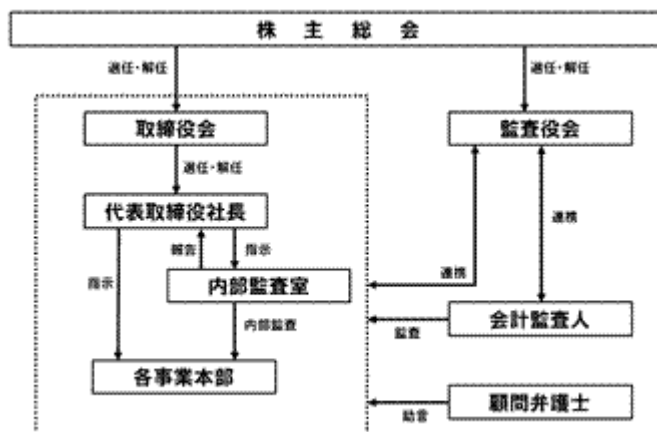
(訂正前)

企業統治の体制

・企業統治の概要

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成され、各々の監査役は取締役の職務を監視する立場から、取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に常時参加し、意見を述べております。

なお、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役村橋泰志氏、監査役柳澤逸司氏、監査役中垣堅吾氏は法令が定める額としております。



・企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、経営の監視機能は監査役会を中心に実施しております。一方、今後の経営環境の変化を鑑みながら社外取締役の選任については検討を進めてまいります。

・内部統制システムの整備の状況

)内部統制の基本方針

<社是>

知恵 それは無限の資産

実行 知恵は実行して実を結ぶ

貢献 実を結んで社会に貢献

当社は、この社是のもと、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、時代の変化に応じた適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、企業の発展的存続をするためには、コンプライアンスの徹底が必要であるとした認識から全ての取締役及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼ならびに貢献する経営体制の確立に努めます。

(2)その取り組みは、平成17年6月にコンプライアンス委員会を設置、そして同委員会よりコンプライアンスにおける具体的な行動指針である「コンプライアンス行動指針」を定め、それらの啓蒙並びに推進に向けた教育を実施し、公正であり透明性の高い組織を目指します。

(3)また、コンプライアンスに関する相談又は不正行為等の通報のため顧問弁護士へのホットラインを開設、その通報者の保護を図る内部通報制度を運用します。

(4)社内業務における監査体制の強化を目的とし社長直轄組織として「内部統制室」を平成18年4月に設置し、各業務が定められた社内規定に従って適性かつ合理的に行われているかを定期的に監査し、その結果は同室より社長へ報告、指摘を受けた事項の速やかな改善及び指示を行います。

(平成21年4月、内部統制室を内部監査室へ改組)

)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会又は重要な会議の意思決定における記録及び取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等文書管理規程に基づいて定められた期間保存及び管理します。

)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、様々な損失の危機に対して、損失の危険を最小限にする組織的な対応を行います。具体的には、当社の事業展開において想定される危機に対応した「危機管理レベル」を設定し、そのレベルに従った対応のフローチャートを定めております。

(2)損失の危機発生時には当該レベルに従ったフローチャートの対応を迅速に進め、その進捗及び結果は速やかに社長まで報告し、最善の対応策を実施します。

(3)当社の事業の特色として、社会基盤整備における重要な位置情報の生成・管理を担うソフトウェアを取り扱うことから、その品質強化に努めた体制を整備します。

)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、変化の激しい時代に対応する経営を確保するための体制として、取締役会を原則月1回定時に開催します。また、必要に応じて適宜開催とし、当社の経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において議論を進め、その審議の結果を経て意思決定を行います。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規定」「業務分掌規定」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び執行の手続について定めております。

)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は子会社に対し内部監査室から定期的な監査を実施いたします。コンプライアンス並びに業務執行における課題を把握し、その報告を受け適切な改善を図ります。

)監査役職務を補助する従業員について

(1)現在、当社は監査役を補助する従業員は配置しておりませんが、監査役から要請を受けた場合には監査役との協議により配置します。

(2)また、当該従業員の任命・異動等における人事権に係わる決定には、監査役会の同意を得て決定し取締役からの独立性を確保します。

)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び従業員は、当社の業務または業績に与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するとともに監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。

(2)また、監査役会は社長・内部監査室・会計監査人とそれぞれ定期的および必要に応じて意見交換を行います。

)その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1)当社では、社長と監査役において、監査における意見交換・協議は、取締役会にて定例的に実施します。

(2)また、内部監査規程に基づき監査を実施する内部監査室との意見交換・協議も適宜実施しており、その連携の強化に努めます。

）反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況

(1)当社は、「コンプライアンス行動指針」において「反社会的勢力との関係断絶」を定めその勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。

(2)上記の方針を定めた「コンプライアンス行動指針」は、社員に常時閲覧可能な状態とし、周知徹底を図っております。

また、業務統括部を対応部署として管轄警察署と綿密に連携し、問題発生時には顧問弁護士及び管轄警察署に相談し適切な対応が取れる体制を整備しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻くさまざまなリスクに対し、その低減および回避の為の諸施策を内部監査室にて実施するほか、リスクが現実のものとなった場合には、経営者の指揮のもと、迅速・適切なる対応を図ることを基本としております。また、社内外との円滑な情報伝達体制を構築すべく、取締役ならびに全社員に携帯電話を配布し、連絡体制を整備しております。

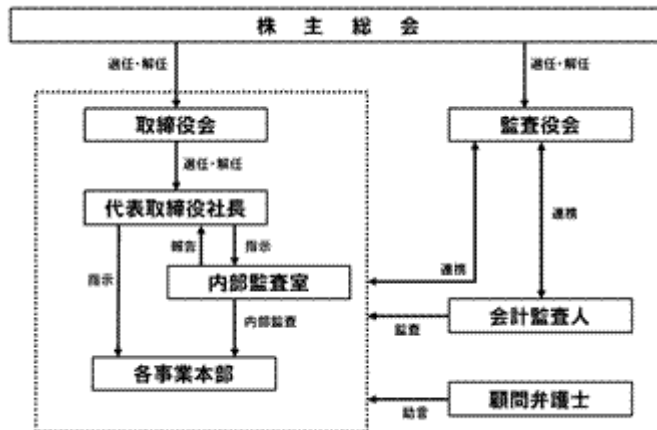
(訂正後)

企業統治の体制

・企業統治の概要

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成され、各々の監査役は取締役の職務を監視する立場から、取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に常時参加し、意見を述べております。

なお、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役村橋泰志氏、監査役柳澤逸司氏、監査役中垣堅吾氏は法令が定める額としております。



・企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、経営の監視機能は監査役会を中心に実施しております。一方、今後の経営環境の変化を鑑みながら社外取締役の選任については検討を進めてまいります。

・内部統制システムの整備の状況

)内部統制の基本方針

<社是>

知恵 それは無限の資産

実行 知恵は実行して実を結ぶ

貢献 実を結んで社会に貢献

当社は、この社是のもと、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、時代の変化に応じた適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、企業の発展的存続をするためには、コンプライアンスの徹底が必要であるとした認識から全ての取締役及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼ならびに貢献する経営体制の確立に努めます。

(2)その取り組みは、平成17年6月にコンプライアンス委員会を設置、そして同委員会よりコンプライアンスにおける具体的な行動指針である「コンプライアンス行動指針」を定め、それらの啓蒙並びに推進に向けた教育を実施し、公正であり透明性の高い組織を目指します。

(3)また、コンプライアンスに関する相談又は不正行為等の通報のため顧問弁護士へのホットラインを開設、その通報者の保護を図る内部通報制度を運用します。

(4)社内業務における監査体制の強化を目的とし社長直轄組織として「内部統制室」を平成18年4月に設置し、各業務が定められた社内規定に従って適性かつ合理的に行われているかを定期的に監査し、その結果は同室より社長へ報告、指摘を受けた事項の速やかな改善及び指示を行います。

(平成21年4月、内部統制室を内部監査室へ改組)

）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会又は重要な会議の意思決定における記録及び取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等文書管理規程に基づいて定められた期間保存及び管理します。

）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、様々な損失の危機に対して、損失の危険を最小限にする組織的な対応を行います。具体的には、当社の事業展開において想定される危機に対応した「危機管理レベル」を設定し、そのレベルに従った対応のフローチャートを定めております。

(2)損失の危機発生時には当該レベルに従ったフローチャートの対応を迅速に進め、その進捗及び結果は速やかに社長まで報告し、最善の対応策を実施します。

(3)当社の事業の特色として、社会基盤整備における重要な位置情報の生成・管理を担うソフトウェアを取り扱うことから、その品質強化に努めた体制を整備します。

）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、変化の激しい時代に対応する経営を確保するための体制として、取締役会を原則月1回定時に開催します。また、必要に応じて適宜開催とし、当社の経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において議論を進め、その審議の結果を経て意思決定を行います。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規定」「業務分掌規定」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び執行の手続について定めております。

）当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は子会社に対し内部監査室から定期的な監査を実施いたします。コンプライアンス並びに業務執行における課題を把握し、その報告を受け適切な改善を図ります。

）監査役の職務を補助する従業員について

(1)現在、当社は監査役を補助する従業員は配置していませんが、監査役から要請を受けた場合には監査役との協議により配置します。

(2)また、当該従業員の任命・異動等における人事権に係わる決定には、監査役会の同意を得て決定し取締役からの独立性を確保します。

）取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び従業員は、当社の業務または業績に与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するとともに監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。

(2)また、監査役会は社長・内部監査室・会計監査人とそれぞれ定期的および必要に応じて意見交換を行います。

）その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1)当社では、社長と監査役において、監査における意見交換・協議は、取締役会にて定例的に実施します。

(2)また、内部監査規程に基づき監査を実施する内部監査室との意見交換・協議も適宜実施しており、その連携の強化に努めます。

）反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況

(1)当社は、「コンプライアンス行動指針」において「反社会的勢力との関係断絶」を定めその勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。

(2)上記の方針を定めた「コンプライアンス行動指針」は、社員に常時閲覧可能な状態とし、周知徹底を図っております。

また、業務統括部を対応部署として管轄警察署と綿密に連携し、問題発生時には顧問弁護士及び管轄警察署に相談し適切な対応が取れる体制を整備しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻くさまざまなリスクに対し、その低減および回避の為の諸施策を内部監査室にて実施するほか、リスクが現実のものとなった場合には、経営者の指揮のもと、迅速・適切なる対応を図ることを基本としております。また、社内外との円滑な情報伝達体制を構築すべく、取締役ならびに全社員に携帯電話を配布し、連絡体制を整備しております。

・取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・取締役の責任免除

当社は、その期待される役割・機能が十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができるとしております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

・監査役の実任免除

当社は、その期待される役割・機能が十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができるとしております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

・自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務諸表等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。